静岡県告示第181号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年7月26日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年7月26日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	0	区	間	供用開始の期日
浜松	:袋井	線	磐田市笠梅字中原下通1688番の16から 磐田市向笠竹之内字中原1078番の2まで							令和元年7月26日